

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、丸亀市が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（農道整備事業）西沖地区）を行うことについて平成19年1月10日適当と決定した。

その関係書類を丸亀市産業部土地改良課において平成19年1月30日から同年2月19日まで縦覧に供する。

平成19年1月23日

香川県知事 真 鍋 武 紀